

芦屋市地域密着型サービス運営委員会委員名簿

令和6年2月27日現在

| | 区 分 | 所 属 | 氏 名 |
|----|-----------------------|------------------------|--------|
| 1 | 学識経験者 | 関西福祉科学大学 社会福祉学部准教授 | 家高 将明 |
| 2 | 保健又は医療関係者 | 芦屋市医師会理事 | 川畑 香 |
| 3 | | 芦屋市訪問看護ステーション連絡会 | 良川 育余 |
| 4 | 被保険者 | 市民 | 多田 直弘 |
| 5 | 被保険者 | 市民 | 三島 久美子 |
| 6 | 介護サービス及び介護予防サービス提供事業者 | 芦屋市ケアマネジャー友の会理事 | 木下 京子 |
| 7 | | 芦屋市介護サービス事業者連絡会会長 | 和田 周郎 |
| 8 | | 芦屋市西山手高齢者生活支援センターセンター長 | 鈴木 珠子 |
| 9 | 福祉団体関係者 | 芦屋市社会福祉協議会介護サービス担当課長 | 上田 利重子 |
| 10 | | 芦屋市民生児童委員協議会 | 山本 眞美代 |
| 11 | | 認知症の人を支える家族の会世話人 | 三谷 康子 |
| 12 | 行政関係者 | 福祉部長 | 中山 裕雅 |

芦屋市地域密着型サービス運営委員会事務局名簿（令和5年度）

| | 所 属 | 役職等 | 氏 名 |
|---|---------------|-----------|--------|
| 1 | こども福祉部 福祉室 | 監査指導課長 | 篠原 隆志 |
| 2 | | 高齢介護課長 | 浅野 理恵子 |
| 3 | | 監査指導課主査 | 橋本 雅子 |
| 4 | | 監査指導課 | 大塚 恵実 |
| 5 | | 高齢介護課事業係長 | 田中 裕志 |

令和5年度第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会

議事次第

日 時 令和6年2月27日(火)
午後4時15分～午後5時30分
場 所 芦屋市役所東館3階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 地域密着型サービスの運営指導結果等について

(2) 地域密着型サービス事業所の指定の取扱いについて

(3) 第10次芦屋すこやか長寿プラン21の概要について

3 閉 会

令和5年度地域密着型サービス（介護予防を含む）の 運営指導結果等について

1 運営指導を行った法人数

5法人（令和4年度：6法人）

（別掲）運営指導を行ったサービスごとの内訳（計12件）

| サービスの種類 | 件数 |
|------------------------|----|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 1 |
| 認知症対応型通所介護（共用型を含む） | 1 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 1 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 3 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 1 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 |
| 介護予防認知症対応型通所介護（共用型を含む） | 1 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 1 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 3 |
| 合計 | 12 |

2 運営指導における指摘事項の概要（令和5年度）

〈文書指摘〉

運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反していることが確認された内容は以下のとおりです。

文書指摘を行った内容は、是正又は改善を求めるため、事業者から「改善報告書」を提出させ、その改善状況を確認しています。

〈人員に関する基準〉

- ・管理者が他の介護職員へ管理者業務を一任している。
- ・計画作成担当者が1か月以上不在の状態が継続している。
- ・一部の介護職員が、実際に当該事業所で勤務したことを確認できる記録（例：タイムカードや出勤簿等）がない。

〈運営に関する基準〉

- ・重要事項説明書に不備がある。

- 例・利用者の署名済の重要事項説明書が保管されていない。
- ・人員配置や利用料など、記載している内容が実態と相違している。
- ・第三者評価の実施状況の有無を記載していない。
- ・利用者との締結済契約書における契約日の記載漏れ。

- ・サービス提供前に個別サービス計画に同意を得ていない。
- ・施設サービス計画が作成されていない。
- ・ハラスメント防止対策（例：事業主の方針の明確化や従業者への周知啓発）が不十分である。
- ・避難訓練や消火訓練を実施していない。
- ・運営推進会議で受けた、評価、要望、助言等の記録について、作成されていない。
- ・市へ事故報告書が提出されていない。
- ・記録が整備されておらず、書類が速やかに提示されない。
- ・苦情対応記録について、苦情対象者が不明なものや、記載が無い項目がある。

〈介護給付費の算定及び取扱い〉

- ・看護職員配置加算及びサービス提供体制強化加算について、人員基準欠如のため報酬算定ができないところ加算を算定していたため、過誤申立てを求めた。
- ・入浴を実施していない利用者に対して入浴介助加算を算定していたため、過誤申立てを求めた。
- ・機能訓練指導員が不在で個別機能訓練が行われていない日に、個別機能訓練加算を算定していたため、過誤申立てを求めた。
- ・看取り介護加算を取るために必要な内容が不十分である。

例・看取りに関する職員研修を行っているが、記録をしていない。
・看取り介護を行っている利用者の療養や死別に関する対象者及び家族の精神的な状態の変化、精神的な状態に対するケアについての記録が確認できない。

〈口頭指摘〉

運営指導の結果、法令・基準・通知等で規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、またはその違反について文書指摘を行わなくても改善が見込めると判断した内容（サービスの質の向上に資するものとして行う技術的な助言を含む）は以下のとおりです。

〈運営に関する基準〉

- ・実際のサービス提供と異なる時間区分が地域密着型通所介護計画に記載されている。
- ・従業者の秘密保持誓約書について、1名分の署名が漏れている。

〈介護給付費の算定及び取扱い〉

- ・処遇改善計画書を、外部から見える場所に掲示していない。
- ・科学的介護推進体制加算の算定要件が不十分である。
- ・地域密着型通所介護費の請求誤りがあり、過誤申立てを求めた。
- ・口腔衛生管理体制加算の記録が不十分である。
- ・医療機関連携加算の算定要件が不十分である。

3 監査を行った法人数及び指摘事項

1 法人（令和4年度：1法人）

令和5年度に実施した監査については現在も継続している案件のため、指摘や処分に関して、現在精査中です。

令和4年度末に実施した監査(1件)の主な指摘事項は以下のとおりです。

<対象サービス>

地域密着型通所介護、予防専門型通所サービス

<指摘事項>

- ・サービス計画が作成されていない事例が複数見ある。
- ・看護職員及び生活相談員の配置がされていない日が複数ある。
- ・一部非常勤職員で、雇用契約が未締結である職員や、雇用契約書及び辞令等から、従業者であることが確認できない職員がいる。
- ・令和元年10月以降研修の記録が整備されておらず、誰がどの研修に参加していたか確認することができない。さらに、令和4年10月以降は、計画していた研修を実施していない。
- ・避難、救出等の必要な訓練について、訓練を年2回実施していることを確認できない年がある。
- ・ADL維持等加算及び科学的介護推進体制加算の算定要件（例：科学的介護情報システム（LIFE）への情報提供が行われていない等）が不十分である。

4 まとめ

令和5年度の運営指導及び監査は、昨年度と同様に、厚生労働省から示された指導方針に基づき、サービスごとに確認する項目及び文書を絞り実施しました。概ね、適正に基準を遵守し運営していましたが、一部の事業所では文書指摘事項が多く、適正な運営を実施するよう指導しました。また、令和6年度から義務化される運営基準について、事業所における整備状況を確認し、適正に実施することができるように助言を行いました。令和6年度は法改正により、人員や運営基準の改正が予定されるため、集団指導を通じて法改正の内容を周知するとともに、併せて実地による運営指導をおこない、市内事業所の介護サービスの質の向上と、運営の適正化をはかります。

【資料2】

令和6年度地域密着型サービスの指定の取扱いについて

地域密着型サービスの指定にあたって、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき、芦屋市地域密着型サービス運営委員会での意見聴取を経て指定するものについて、本委員会の令和6年度におけるその取扱いを次のとおり提案します。

記

1 意見聴取を経るための取扱い

令和6年度については、下表のスケジュールを定め、本委員会の意見聴取を経るものとする。

【スケジュール】

| 申請書類提出締切日 | 本委員会の開催月（予定） | 事業所指定日 |
|--------------|--------------|----------------|
| 令和6年6月7日（金） | 令和6年7月 | 令和6年8月～令和6年11月 |
| 令和6年10月4日（金） | 令和6年11月 | 令和6年12月～令和7年3月 |
| 令和7年1月24日（金） | 令和7年2月下旬～3月 | 令和7年4月～令和7年7月 |

※本委員会の開催日については、別途定める。

※申請書類提出締切日までに申請がなかった場合で、別の議題・議案がないときは、対象となる本委員会は開催しない。

以 上

第10次 芦屋すこやか長寿プラン21

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』の実現に向けて

芦屋市

第10次高齢者福祉計画及び

第9期介護保険事業計画

令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）

【概要版】

芦屋市

本計画の概要

(1) 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年度とする3か年計画です。計画期間最終年にあたる令和8年度（2026年度）に、次期計画策定に向けた見直しを行います。

(年度)

| 令和3 2021 | 令和4 2022 | 令和5 2023 | 令和6 2024 | 令和7 2025 | 令和8 2026 | 令和9 2027 | 令和10 2028 | 令和11 2029 |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 2040年(令和22年)を展望する計画 | | | | | | | | |
| 本計画期間(第9次) | | | | | | | | |
| 見直し | | | 第10次計画期間 | | | 見直し | | |
| | | | | | | 第11次計画期間 | | |

◆ 今期計画の位置づけ ◆

本計画は、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える令和22年（2040年）に向けて、少子高齢社会における持続可能な社会保障のあり方を展望しつつ、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムを更に深化・推進するものとなります。

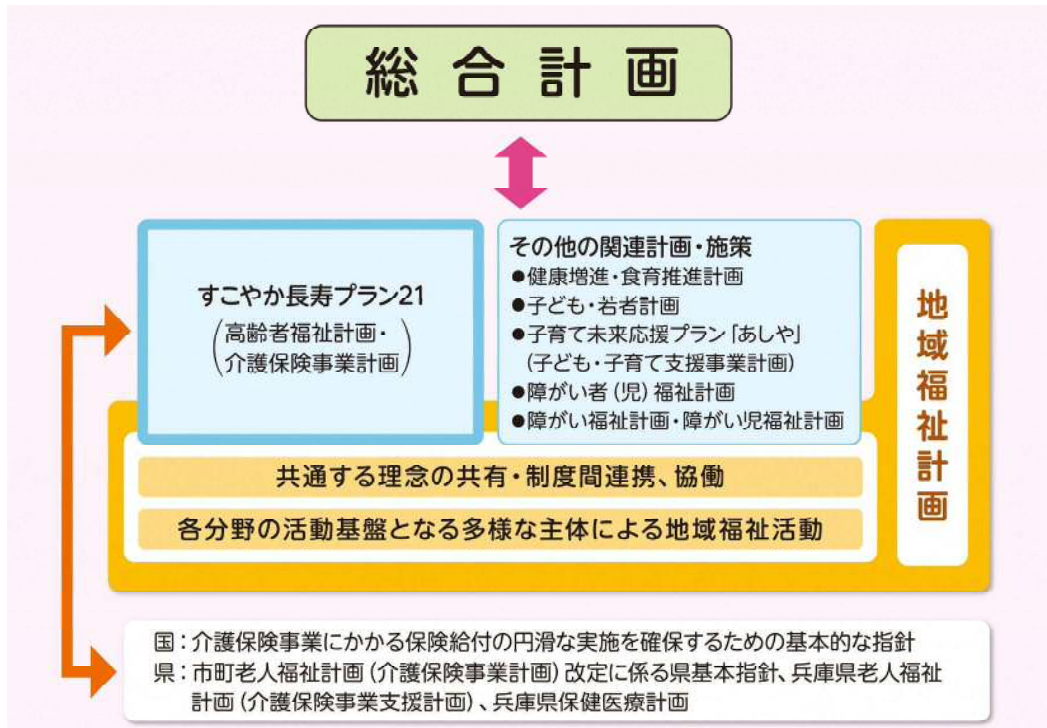


(2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

要介護等認定者を含むすべての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と、介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開となるため、本市では両計画を一体的な計画として策定し、「第10次芦屋すこやか長寿プラン21」として取りまとめています。

(3) 他計画との関係

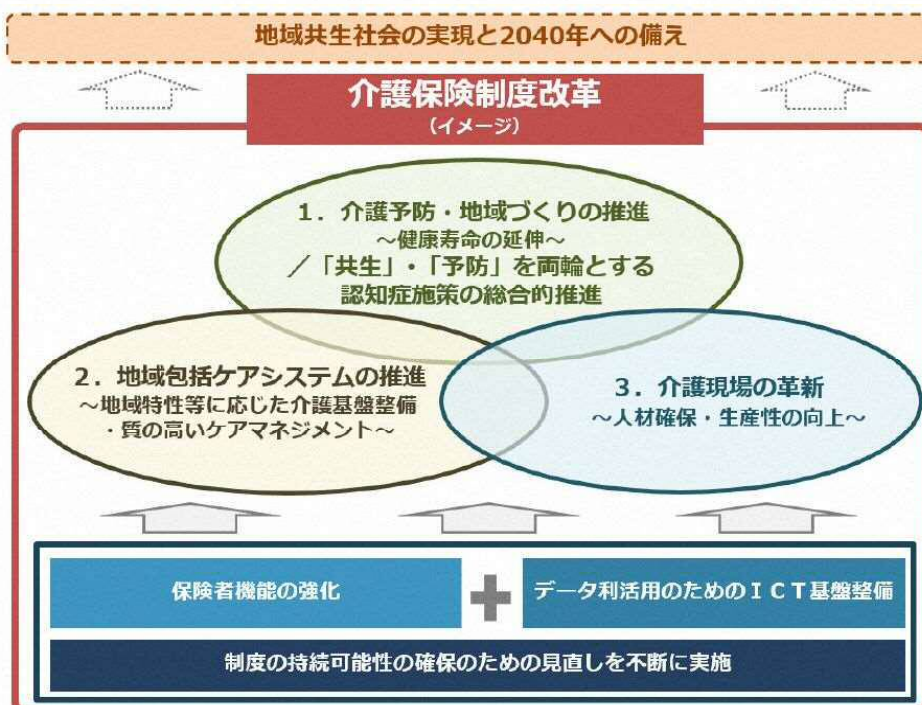
本計画は、芦屋市総合計画の高齢者福祉に係る部門計画の役割を担うとともに、芦屋市地域福祉計画をはじめ、市の保健福祉分野別計画との整合を図り策定しています。



(4) 介護保険制度改正のポイント

これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を検討した上で介護保険事業計画に定めることが重要となります。

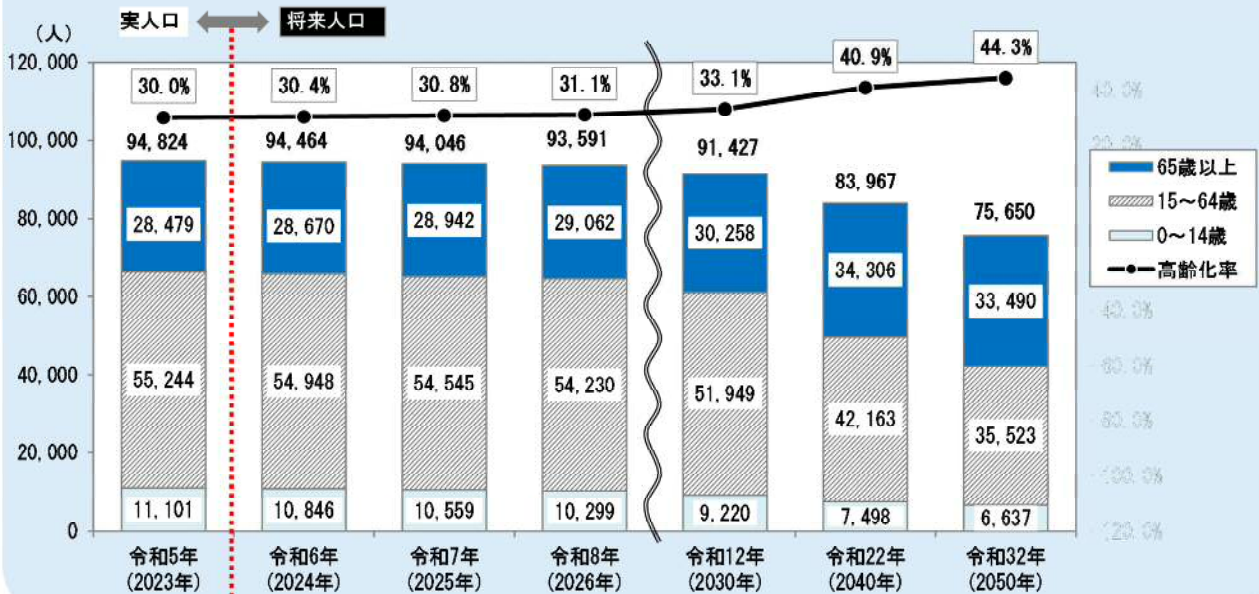
<参考：介護保険制度改革の全体像>



芦屋市の高齢者等の推計

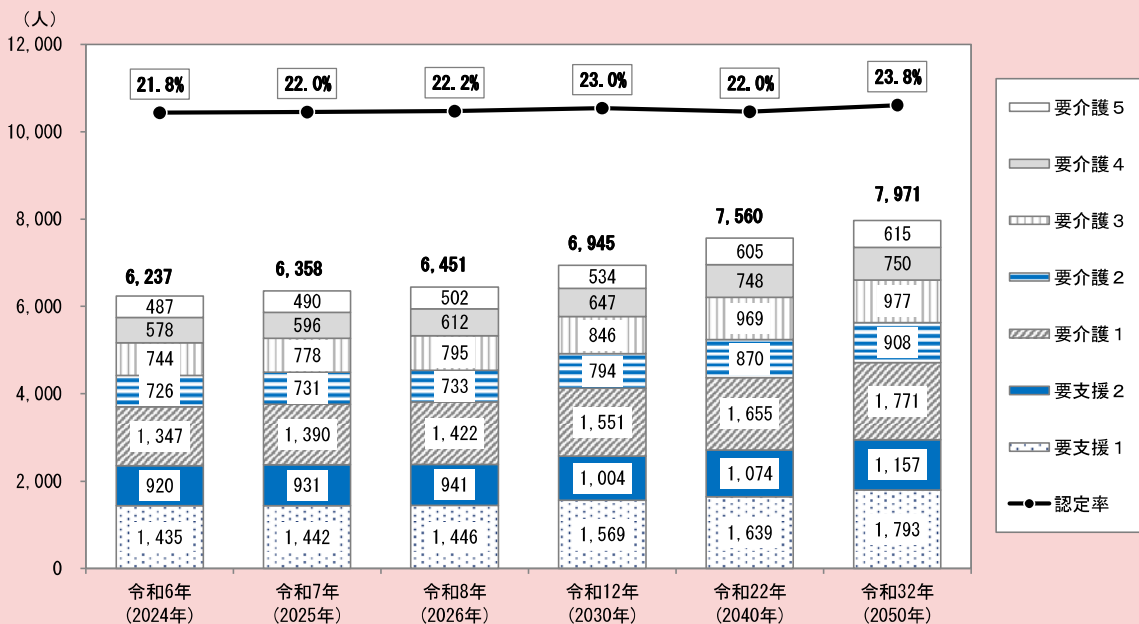
(1) 将来人口の推計

本市の総人口は、9万人台から減少傾向で推移すると見込まれます。年齢区分で見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少が見込まれます。65歳以上の高齢者人口は増加し続け、令和8年(2026年)に29,062人と予測されます。高齢化率は徐々に上昇し、令和12年(2030年)に33.1%、令和22年(2040年)には40.9%、令和32年(2050年)には44.3%と見込まれます。



(2) 要介護等認定者数の推計

要支援・要介護者数の実績と高齢者等人口の実績及び将来人口推計から、要支援・要介護認定者数を推計すると、65歳以上の1号被保険者では、令和8年(2026年)には認定者数6,451人、認定率22.2%と推計され、令和22年(2040年)には認定者数7,560人、認定率22.0%、令和32年(2050年)には認定者数7,971人、認定率23.8%と推計されます。



施策の体系

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』を基本理念とし、基本理念の実現に向けて、次のような体系で施策を推進していきます。

基本理念

基本目標と施策の展開方向

『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』

基本目標 1

高齢者を地域で
支える環境づくり

- 1-1 包括的な相談支援体制の充実
- 1-2 支えあいの地域づくり
- 1-3 在宅医療・介護連携の推進
- 1-4 認知症施策の推進
- 1-5 権利擁護支援の充実
- 1-6 在宅生活を支えるサービスの充実

基本目標 2

社会参加の促進と
高齢者に
やすらぎのある
まちづくり

- 2-1 生きがいづくりの推進
- 2-2 就労支援の充実
- 2-3 高齢者の住まいの確保と住環境の整備
- 2-4 防犯・防災対策と災害時支援・感染症予防対策にかかるとの体制の整備

基本目標 3

総合的な
介護予防の推進

- 3-1 地域における介護予防の推進
- 3-2 多職種・他分野との協働による介護予防の推進
- 3-3 適切な総合事業の取組の推進

基本目標 4

介護サービスの
充実による
安心基盤づくり

- 4-1 介護給付及び要介護認定の適正化の推進
- 4-2 介護人材の確保・資質向上及び業務の効率化への支援
- 4-3 介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実
- 4-4 低所得者への配慮
- 4-5 介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実
- 4-6 利用者への情報提供
- 4-7 特別給付の実施

◆ 主な施策の方向 ◆

基本目標1

高齢者を地域で支える環境づくり

包括的な相談支援体制の充実

- 高齢者人口及び業務量の増加が今後も見込まれる高齢者生活支援センターの業務負担の軽減を図ることで、市民への相談支援の体制を確保するとともに、そのあり方を検討します。**【新規】**
- 地域共生社会の実現に向け、属性や世代に捉われず、世帯全体に対する包括的な支援ができるよう、障がいや子どもをはじめとした、各分野の相談支援機関の連携強化に取り組みます。**【充実】**
- 生活困窮や社会的孤立、8050問題など、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、福祉センターに設置している総合相談窓口、重層的支援体制整備事業における相談支援、参加支援、アウトリーチ支援の取組と一体的な支援を進めます。**【充実】**

認知症施策の推進

- 認知症に関する講習会の開催や、広報紙等による認知症に対する正しい知識の普及を図り、9月の世界アルツハイマーデーには普及啓発活動を強化します。**【充実】**
- 地域のイベント等と連携し、年代や世代を問わず高齢者生活支援センターには、認知症相談センターとしての役割があるということを知ってもらえるよう継続して取り組みます。**【充実】**

目標値【認知症に関する相談窓口の認知度】

| |
|-------------------------|
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 |
| 次期計画策定時 28%以上（今期 17.1%） |

| |
|-------------------------|
| 在宅介護実態調査 |
| 次期計画策定時 28%以上（今期 17.2%） |

- 啓発チラシの配布や消費生活サポーター講座等の継続的な実施により、消費生活トラブルの被害防止、早期発見に努めます。**【充実】**
- 認知症の人やその家族が安心して地域での生活が継続できるよう、認知症高齢者個人賠償責任保険事業の普及・啓発に取り組みます。**【新規】**

権利擁護支援体制の充実

- 成年後見制度の利用における権利擁護支援体制の整備に向け、後見人等と本人を取り巻く支援者との間で意見交換会などを実施し、連携を促進します。**【新規】**
- 高齢者虐待対応マニュアルに基づいた本人及び養護者への対応と再発防止に向けた支援を行います。**【新規】**

- 出前講座や啓発チラシの作成等により、成年後見制度の周知・啓発を行います。【充実】

目標値【成年後見制度の認知度】

| |
|-------------------------|
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 |
| 次期計画策定時 60%以上（今期 51.8%） |

| |
|-------------------------|
| 在宅介護実態調査 |
| 次期計画策定時 50%以上（今期 40.7%） |

- 親族後見人や、親族後見人になることを検討されている方を対象とした研修や相談会を実施します。【新規】

基本目標 2

社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり

生きがいつくりの推進

- 老人クラブ（愛称 はびねすクラブ芦屋）を身近に感じてもらい、新規会員の確保につなげるため、その活動内容を広報紙やケーブルテレビ等を用いて周知します。【充実】
- 高齢者生きがい活動支援通所事業について高齢者のニーズを分析し、対象や内容を検討することで、高齢者の社会参加及び地域での交流を支援します。【充実】

目標値【高齢者生きがい活動支援通所事業（人）】

| R6 年度 (2024 年度) | R7 年度 (2025 年度) | R8 年度 (2026 年度) |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 4,500 | 5,000 | 5,500 |

- 老人福祉会館での民間事業者を含む関係団体等と連携したイベントの実施や貸室の利用促進などに取り組み、高齢者の居場所としての機能を強化します。【充実】

目標値【老人福祉会館貸室利用回数（回）】

| R6 年度 (2024 年度) | R7 年度 (2025 年度) | R8 年度 (2026 年度) |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 350 | 375 | 400 |

目標値【老人福祉会館新規イベント回数（回）】

| R6 年度 (2024 年度) | R7 年度 (2025 年度) | R8 年度 (2026 年度) |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 2 | 2 | 2 |

就労支援の充実

- 市による運営費補助を継続実施し、新たな高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出を支援します。【充実】

目標値【シルバー人材センター会員数（人）】

| R6 年度 (2024 年度) | R7 年度 (2025 年度) | R8 年度 (2026 年度) |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1,210 | 1,220 | 1,230 |

- 生活支援型訪問サービス従事者研修、はつらつコールや総合事業における生活支援型訪問サービスの実施など、高齢者が介護や高齢者福祉の担い手となる取組をシルバー人材センターとともに推進します。【充実】

防犯・防災対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備

- 民生委員・児童委員、福祉推進委員、消費生活センター、警察、自治会、高齢者生活支援センター等と連携し、被害の予防や早期発見の仕組みづくり、相談支援体制の整備に努めます。【充実】
- 緊急・災害時要援護者台帳への登録や重度の要配慮者について福祉専門職と連携し、個別避難計画の策定を推進するとともに、登録情報の更新を継続的に行い、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会、高齢者生活支援センターなど関係機関での活用や共有を図ります。【充実】

基本目標3

総合的な介護予防の推進

地域における介護予防の推進

- 介護予防のきっかけとなるよう幅広い、介護予防・健康づくりに向け、運動トレーナーの指導によるエクササイズ、口腔ケア・栄養に関する講座を実施し、より多くの市民の利用を目指します。

目標値【介護予防センター新規登録者数（人）】

| R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) |
|------------------|------------------|------------------|
| 120 | 130 | 140 |

- トレーナー派遣事業を実施し、住民主体の介護予防活動の充実・支援を行います。

目標値【トレーナー派遣事業（回）】

| R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) |
|------------------|------------------|------------------|
| 42 | 46 | 50 |

多職種・他分野との協働による介護予防の推進

- 健康無関心層への普及啓発のために、従来の通いの場（公募制）だけでなく、高齢者が生活の場で気軽に立ち寄れる公共施設等（立ち寄り型）における健康教育の場においても、医療専門職と連携をし、取組を進めます。【充実】
- 医療専門職が通いの場等に関与することで、参加者の介護予防・健康づくりへの興味関心を高めるとともに、健康無関心層へのフレイル予防の普及啓発に取り組むなど活動内容の充実を図ります。

目標値【通いの場等での保健事業と介護予防の一体的実施の参加者数（延べ人数）】

| R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) |
|------------------|------------------|------------------|
| 350 | 370 | 390 |

適切な総合事業の取組の推進

- 生活支援型訪問サービス従事者研修を継続し、サービス供給量の確保と担い手の育成を進めます。

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス目標量

(単位:日)

| | | 実績 | | 推計値 | | | |
|-------------|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | | | 計画期間 | | | |
| | | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) | R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) |
| 予防専門型訪問サービス | 日数 | 46,253 | 43,763 | 43,480 | 45,474 | 46,838 | 48,244 |
| 生活支援型訪問サービス | 日数 | 6,635 | 5,878 | 5,972 | 6,246 | 6,434 | 6,627 |
| 予防専門型通所サービス | 日数 | 38,255 | 40,132 | 38,848 | 43,391 | 47,730 | 52,503 |

基本目標4

介護サービスの充実による安心基盤づくり

介護給付及び要介護認定の適正化の推進

- 芦屋市給付適正化計画を策定し、その実施状況や目標達成状況を公表します。
- 運営指導、ケアプランチェック、縦覧点検を行うことで不適正なサービス提供や重複請求などを把握し、是正を進めます。

介護人材の確保・資質向上及び業務の効率化への支援

- 芦屋市介護サービス事業者連絡会等と協働し、保健福祉フェア等のイベントにおいて、介護現場の理解や介護人材の確保につながる取組を実施します。【充実】
- 若年層、高齢者層等の各層や他業種からの新規参入の促進など、幅広い層の人材の確保に向けた補助制度の創設を検討します。【新規】
- 指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」を使用することで、文書作成等の事務負担の軽減に取り組みます。【充実】

介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実

- 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントを推進するため、報告のあった事故情報を分析し、事業所に対して情報提供を行うなど事故防止に向けた支援を行います。【新規】

低所得者への配慮

- 低所得者や失業等により所得が減少した人への軽減及び減免を実施します。

介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実

- 地域包括ケア「見える化」システムやアンケート調査、関係団体等意向調査結果を踏まえ、各サービスの必要量を把握し、適切な居宅サービスの提供体制の構築に取り組みます。

介護保険サービスの事業見込み

(1) 保険料の算定手順

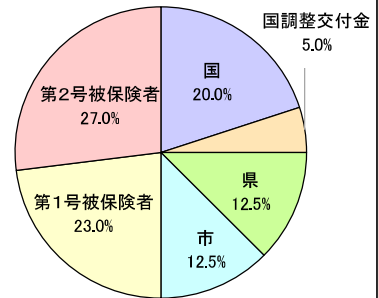
第9期計画における標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額 × 第1号被保険者負担割合

+ 調整交付金相当額
- 調整交付金見込額

- 介護給付費準備基金取崩し額

第1号被保険者が保険料として負担する必要額

※介護給付費は、原則として半分は国、県、市が公費で負担し、残りの半分は65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でまかなうこととされています。



(所得段階別加入割合補正後)
第1号被保険者数

※介護報酬の見直しによる影響等を考慮して保険料を決定します。

保険料基準年額
74,160円

÷12か月

保険料基準月額
6,180円

【参考】兵庫県内各市町の保険料基準月額（平均）：●●●●●

(2) 保険料の軽減及び減免について

高齢化の進行による介護ニーズの増大に伴い、高齢者個々の医療費や介護保険料、介護サービス利用料などの負担が増大していく傾向にあります。本市では低所得者への配慮として次の軽減や減免を行います。

◎介護保険料所得段階第1段階から第3段階の方については、公費による保険料の軽減を実施します。

| | 国基準料率（年額） | | 第9期料率（年額） |
|------|---------------------|---|---------------------|
| 第1段階 | 基準額×0.455 (33,720円) | → | 基準額×0.285 (21,240円) |
| 第2段階 | 基準額×0.685 (50,760円) | → | 基準額×0.485 (36,000円) |
| 第3段階 | 基準額×0.690 (51,120円) | → | 基準額×0.685 (50,880円) |

◎介護保険料所得段階第4段階、第6段階、第7段階について、国基準料率より引き下げます。

| | 国基準料率（年額） | | 第9期料率（年額） |
|------|-------------------|---|---------------------|
| 第4段階 | 基準額×0.9 (66,720円) | → | 基準額×0.875 (64,800円) |
| 第6段階 | 基準額×1.2 (88,920円) | → | 基準額×1.1 (81,480円) |
| 第7段階 | 基準額×1.3 (96,360円) | → | 基準額×1.25 (92,640円) |

◎上記に加えて、災害や失業・低所得などの理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた方については、保険料の減免を受けることができます。

第1号被保険者の介護保険料について

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第1号被保険者の保険料基準年額は、74,160円（基準月額6,180円）となります。

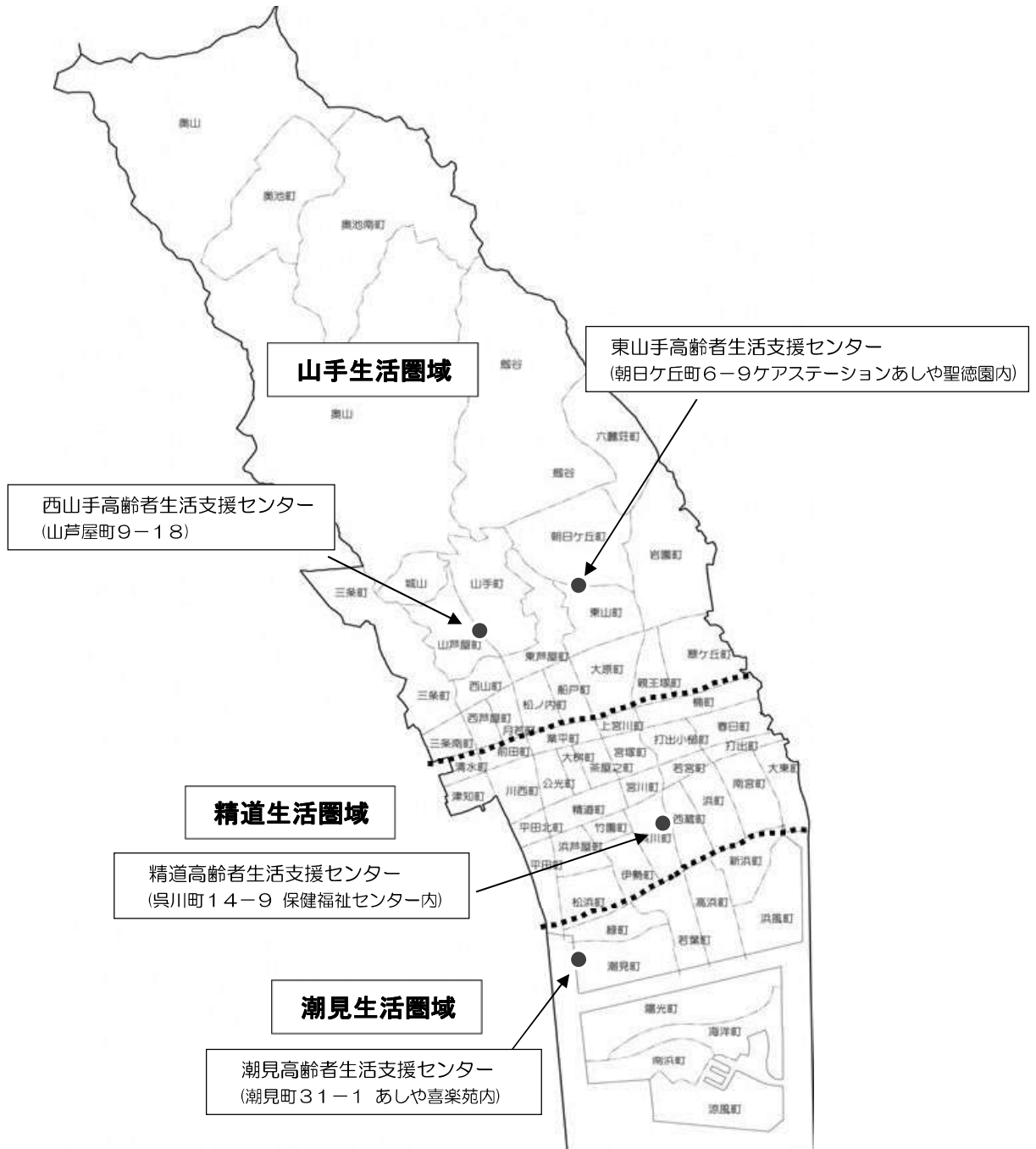
| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 月額保険料 | 年額保険料 |
|-------|---|-----------------------------|---------|----------|
| 第1段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人が生活保護受給者または老齢福祉年金受給者、あるいは本人の合計所得金額と公的年金等収入の合計 ^{※1} が80万円以下の場合 | 基準額 ×0.285 ^{※3} | 1,770円 | 21,240円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下の場合 | 基準額 ×0.485 ^{※3} | 3,000円 | 36,000円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、第1・第2段階以外の場合 | 基準額 ×0.685 ^{※3} | 4,240円 | 50,880円 |
| 第4段階 | 世帯に市民税課税者がいる場合で、本人が市民税非課税で、公的年金等収入と合計所得金額が80万円以下の場合 | 基準額 ×0.875 | 5,400円 | 64,800円 |
| 第5段階 | 世帯に市民税課税者がいる場合で、本人が市民税非課税で、上記以外の場合 | 基準額 ×1.0 | 6,180円 | 74,160円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額 ^{※2} が120万円未満の場合 | 基準額 ×1.1 | 6,790円 | 81,480円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合 | 基準額 ×1.25 | 7,720円 | 92,640円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合 | 基準額 ×1.5 | 9,270円 | 111,240円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の場合 | 基準額 ×1.7 | 10,500円 | 126,000円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の場合 | 基準額 ×1.9 | 11,740円 | 140,880円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の場合 | 基準額 ×2.1 | 12,970円 | 155,640円 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の場合 | 基準額 ×2.3 | 14,210円 | 170,520円 |
| 第13段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の場合 | 基準額 ×2.4 | 14,830円 | 177,960円 |
| 第14段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が820万円以上920万円未満の場合 | 基準額 ×2.5 | 15,450円 | 185,400円 |
| 第15段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が920万円以上1,000万円未満の場合 | 基準額 ×2.6 | 16,060円 | 192,720円 |
| 第16段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上1,250万円未満の場合 | 基準額 ×2.7 | 16,680円 | 200,160円 |
| 第17段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,250万円以上1,500万円未満の場合 | 基準額 ×2.8 | 17,300円 | 207,600円 |
| 第18段階 | 本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,500万円以上の場合 | 基準額 ×2.9 | 17,920円 | 215,040円 |

- ※1 「合計所得金額と公的年金等収入の合計」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定します。
- ※2 「合計所得金額」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。
- ※3 公費による低所得者の第1号保険料軽減強化により、第1段階は0.455が0.285に、第2段階は0.685が0.485に、第3段階は0.69が0.685に保険料率が軽減されています。

◆ 地域の支援拠点 ◆

本市では、高齢者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケア」を推進するために、中学校区を基本に「日常生活圏域」を設定しています。それぞれの日常生活圏域には「高齢者生活支援センター」（地域包括支援センター）を設置しており、身近な相談窓口としての機能を含めた地域支援事業（包括的支援事業）や、要支援認定者への介護予防ケアマネジメントを一体的に実施しています。

本計画期間においても、この日常生活圏域ごとに介護施設の整備を進めるなど、介護サービスの充実を図っていきます。



○芦屋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年4月1日

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス(以下「地域密着型サービス」という。)の適正な運営を確保するに当たり、関係者の意見を反映させ、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、芦屋市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(平29.4.1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市が次に掲げることを行う場合に市長に対して意見を述べる。

ア 地域密着型サービスを提供する事業者の指定

イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定

(2) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健又は医療関係者

(3) 法第9条に規定する被保険者

(4) 介護サービス及び介護予防サービス提供事業者

(5) 福祉団体関係者

(6) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 運営委員会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、地域密着型サービスの事業所の指定に関する事務を所管する課において処理する。

(平27.4.1・一部改正)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。